

用地担当部所管地除草業務(その1)仕様書

1 業務目的

本業務は、用地担当部所管地の環境整備のために除草を実施し、財産の適正管理を図るためのものである。

受託者は本仕様書の他、関係法令を遵守して業務を履行しなければならない。

2 業務委託箇所及び数量

北)新琴似5条14丁目531-11外 計 106 箇所 15,426.65 m²

用地担当部所管地除草業務(その1)除草箇所一覧のとおり

3 業務の仕様

- (1) 除草は、草丈5cm以内に刈り取り、刈草は搬出するものとし、適切に処分すること。
- (2) 作業箇所内に塵芥等があった場合は収集し、適切に処理すること。
- (3) 不法駐車、不法投棄及び特定外来生物(植物)を発見した場合は、すみやかに用地管理課管理係へ報告すること。なお、特定外来生物(植物)については「特定外来生物ハンドブック-植物編-」や環境省ホームページを参照のこと。

4 業務の期間

契約書に示す着手の日から3週間

5 業務計画及び実施状況

契約締結後、作業計画書(様式1)をすみやかに提出すること。

業務実施にあたっては、業務日誌(様式2)を作成することとし、本市の指示に基づき提出すること。

6 納入成果品

- (1) 完了届(様式3)
- (2) 除草業務実施台帳(様式4)
 - ・作業工程の写真は、作業前後それぞれ1枚以上とする
 - ・作業日当日の撮影であること
 - ・作業年月日の表示があること
- (3) 作業実施日一覧表(様式5)
- (4) 刈草処分一覧表(様式6)

7 安全管理

受託者は、機械刈りを行う際に作業区域内に安全施設を設置し、小石などの飛散防止対策を講ずること。

また、各作業の実施にあたり、作業上の安全及び危険防止のために万全を期すること。

8 環境への配慮

本業務においては、札幌市の環境方針(平成27年9月1日)に基づき、環境に与える負荷を低減するように努めること。

9 個人情報の保護及び秘密の保持等

(1) 受託者及び受託者の従業員は、本契約の履行期間及び履行後において、業務上知り得た一切の秘密について第三者に漏らしてはならない。

(2) 受託者は受託者の従業員に対し、前項の秘密の保持について適切な指導管理をしなければならない。

10 指定処理場

- | | |
|------------|---------------------------|
| ・篠路破碎工場 | 北)篠路町福移153番地 Tel 791-2516 |
| ・白石清掃工場 | 白)東米里2170-1 Tel 876-1710 |
| ・駒岡清掃・破碎工場 | 南)真駒内602番地 Tel 582-9733 |
| ・発寒清掃・破碎工場 | 西)発寒15条14丁目 Tel 667-5311 |

※ 各工場には定期整備に伴うごみの受入停止期間があるので確認すること。

11 その他

(1) 受託者の原因による破損、事故等に伴う費用負担及び必要な措置は、受託者の責任において行うこと。

(2) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じたときは、委託者と受託者が協議のうえ決定するものとする。